

2018. 8. 13

平成30年8月8日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年(ワ)第7547号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年5月28日

判 決

5 大阪市北区西天満3丁目14番6号センチュリー西天満ビル3F

原 告 : 橋 下 徹
同訴訟代理人弁護士 溝 上 宏 司
同 松 隈 貴 史

10 東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館416号室参議院議員有田
芳生事務所内

被 告 有 田 芳 生
同訴訟代理人弁護士 神 原 元

主 文

- 15 1 原告の請求を棄却する。
2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成29年7月19日から
20 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

25 本件は、原告において、被告は、平成29年7月19日、140文字以内のメ
ッセージ等(以下「ツイート」という。)を投稿し、これを不特定多数の第三者の
閲覧に供することができるウェブサービスであるTwitter(以下「ツイッ
ター」という。)上に、原告の言動を指して、「「ザ・ワイド」に1回だけ出演して
降板させられた腹いせではないかと思えてしまう。」とのツイートを投稿し(当

該ツイートを以下「本件ツイート」といい、本件ツイートを投稿した行為を以下「本件ツイート行為」という。), これにより、原告の名誉を侵害して、精神的苦痛を被らせたとして、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料500万円及びこれに対する不法行為の日である平成29年7月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない意実又は証拠等により容易に認められる事実）

(1)ア 原告は、平成9年に登録した弁護士であるが、平成20年から平成23年まで大阪府知事を、同年から平成27年まで大阪市長を務めたほか、その間、政党の代表に就いたこともある（公知の事実）。

10 イ 被告は、平成22年から現在まで参議院議員を務める者である（公知の事実）。

ウ 原告及び被告は、それぞれ、かねてからツイッター上にアカウントを開設し、不特定多数の第三者が閲覧できる状態でツイートの投稿を行っている（甲1, 乙4, 6, 11から22）。

15 (2)ア 被告は、民放の全国ネットで平日午後に生放送されていたワイドショー番組「ザ・ワイド」（以下「本件番組」ということがある。）に、平成7年頃から平成19年9月の放送終了までの間、メインコメンテーターとして連続して出演した。本件番組は、平成5年頃から平成15年頃までにかけて、同じ時間帯で放送されていた他局のワイドショー番組との間における視聴率争いにおいて、最も高い視聴率を挙げていた。（以上につき、乙7）

20 イ 原告は、弁護士業務のかたわら、平成14年頃からテレビに出演するようになり、複数のテレビ番組にレギュラー出演した時期もあった。原告は、平成16年10月7日に放送された本件番組に初めて出演したが、原告が本件番組に出演したのは、その回のみであった。（以上につき、争いがない）

25 (3) 週刊誌「週刊朝日」は、平成24年10月16日発売の同月26日号において、ノンフィクション作家佐野真一による「ハシシタ 救世主か衆愚の王か」

と題する連載を開始した。連載第1回の記事（以下「別件連載記事」ということがある。）は、「パーティーにいた謎の人物と博徒だった父」と題し、原告の出自に関する内容を含んでいた。（以上につき、争いがない、乙10。）

5 (4) 原告及び被告は、別件連載記事をめぐり、平成24年10月17日から平成29年1月30日までの間、次のとおりツイッターに投稿した。

ア 平成24年10月17日午後0時51分の被告の投稿（乙11）

「佐野眞一「ハシタ 救世主か衆愚の王か」（週刊朝日）がすこぶる面白い。レイアウトも週刊誌界の常識を破る斬新さ。取材スタッフに今西憲之さん、村岡正浩さんと最強コンビ。橋下市長は朝日新聞の取材をさっそく拒否。10 佐野さんの戦術にまんまとはまってしまったのは、その性格を知らない無謀反応だ。」

イ 同日午後9時43分の被告の投稿（乙12）

「〈本社など取材、橋下氏が拒否 週刊朝日の連載めぐり〉（中略）「今回の記事は、公人である橋下徹氏の人物像を描くのが目的」。佐野眞一さんだけでなくノンフィクションの古典的手法はルーツを徹底的に調べ上げること。15 中上健次の「路地」が作品の背景にあるように。」

ウ 同月18日午前8時25分の被告の投稿（乙13）

「木村正人「週刊朝日の橋下徹・大阪市長報道にモノ申す」（中略）ご自身の経験に基づく迫力ある論評だ。ただ佐野眞一さんのノンフィクションに20 「客観性」を求めるのは次元が違う。過剰権力的に他者に対応する者は自身への批判・攻撃に対して受忍の義務がある。」

エ 同日午後5時16分の原告の投稿（乙17）

「そして有田芳生参議院議員も同じだと思う。そしてこういう人たちは、今回の週刊朝日の記事に関して、これは人権違反だと言い切らなかった。弁護士会も、光市母子殺害事件の弁護団を僕が批判したテレビでの発言について、25 ては、弁護士の品位を損なうとして僕を懲戒処分にした。」

オ 同月19日午前7時24分の原告の投稿(乙18)

「有田芳生参議院議員。こういう自称インテリが一番たちが悪い。税で歳費を払っているんだよね。」

カ 同日午後8時02分から同日午後8時03分までの間における被告の連続的投稿(乙14ないし16)

5
7
9
10
(ア) 「(1)佐野眞一「ハシシタ」について。1・佐野ノンフィクションの手法で人物を描けば、必ずルーツをたどる。それが佐野作品の基本だ。編集部が筆者に選んだ以上、あのような内容になることは前提だったはず。2・私が「面白い」と表現したのは、維新の会のパーティーとその裏面を描いたところ。」

11
13
15
(イ) 「(2)佐野眞一「ハシシタ」について。3・ルーツはすでに他誌が描いている。強権力を行使する公人のどこまでを描いていいかは議論のわかれるところ。私にはルーツ暴露を「面白い」という感性はない。4・だが他者に執拗・厳格な橋下氏が佐野的手法である程度描かれても受忍の義務があると思う。」

17
19
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
(ウ) 「(3)佐野眞一「ハシシタ」について。5・しかし、ルーツのある地域を特定し、明示したことをチェックできなかった編集部は弁解の余地がない。6・佐野さんは連載をやめるのではなく、全体像を描くことで読者に判断をおおぐべきだ。橋下氏も自己の批判を原因とする執筆中断を望んでいないだろう。」

キ 同月22日午前3時05分の原告の投稿(乙19)

「そして今回の連載記事を、有田芳生参議院議員が表紙から内容まで、全てを自らのツイッターで大絶賛。「面白すぎる」「橋下はそれぐらいのことを我慢する義務がある」と。この有田。参議院議員だからね。税金でいったいどれぐらいの歳費が払われているか。もう嫌になっちゃうよ。」

ク 平成29年1月27日午前0時48分の原告の投稿(乙20)

「正義を振りかざす反トランプ主義者が、トランプ氏の子供を攻撃。最低な奴ら。どこの国でも似たり寄ったりだな。日本では有田芳生参議院議員なんて、僕の出自を差別的に記事にした週刊朝日について「面白い！」と大はしゃぎ。それで自称人権派だって。笑わせてくれるよ。最低な奴。」

5 ケ 同月30日午後4時24分の被告の投稿(乙21)

「デマゴグは最低。佐野真一記事で「面白い」と書いたのは、橋下集会に来ていた人物ルポ部分。「出自」問題に賛同するわけではありません。」

コ 同日午後4時35分の被告の投稿(乙22)

10 「いままで黙して来ましたが、橋下徹元市長がデマを拡散するので事実を書いておきましょう。佐野真一さんの問題連載で橋下パーティに来た男性についてリアルな記述がありました。そこを「面白い」と書いたのは当時のツイッターでも明らかです。それを「出自」問題にすり替えるのは、デマゴグです。」

15 (5) 平成28年9月、ある国政政党の代表選挙の過程において、同選挙で代表に選出されることになる参議院議員について、いわゆる二重国籍の可能性が指摘されるようになり、同選挙後も、同議員がその発言内容の裏付けとして自身の戸籍謄本の一部を公開すべきか否かをめぐり、賛否両論の意見が拮抗する状況が続いた。そして、上記議員は、平成29年7月18日、自身の戸籍謄本の一部を公開した。(一連の問題を以下「別件戸籍開示問題」という。以上につき、
20 乙1, 2, 公知の事実)

25 (6)ア 被告は、情報サイト「LITERA」に、要旨、別件戸籍開示問題について、当該議員に対して個人情報の開示を求めることは、出自による差別を禁止している憲法14条等に反する差別そのものであり、これまで積み重ねられてきた人権擁護の歴史に逆行することであるなどとする意見を寄稿した。同寄稿文は、同月14日、上記サイトにおいて、「有田芳生緊急寄稿! 「蓮舫代表への戸籍公開要求は、絶対に受け入れてはならない重要な人権問題、

差別そのものだ」と題して公開された。(以上につき、乙2、5)

イ 一方、原告は、同月19日、別の情報サイト「プレジデントオンライン」に、原告名義の意見を寄稿し、同寄稿文が「橋下徹”有田芳生の人権派面は偽物だ!”」と題して公開された。

5 上記寄稿文中には、別件戸籍開示問題について当該議員が戸籍謄本の一部を公開したことを評価した上で、「僕なんか、記憶もない実父のもっともつとセンシティブな話をバンバン週刊誌に書かれた。一般人だったら完全なる人権侵害でしょ。だけど僕は公人だったから、公人である以上僕の出自は全て明らかにすべきだという意見も多かったよ。特に普段は「人権を大切にしろ!」とかっこつけて叫んでいる自称リベラルのインテリたちに限って「橋下は権力者なんだからそれくらい我慢しろ」と言っていたな。メディアでも僕を擁護する声はほとんどなかった。」、「自称リベラルのインテリたちは、真の人権擁護者じゃない。単に反権力を叫んでいることに自己陶醉しているんだよね。反抗期の子供のよう。あれ以来、自称リベラルの人権派インテリの似非ぶりには辟易しているよ。」、「その最たる御仁が、参議院議員の有田芳生。こいつだけはほんと許せないね。」、「週刊朝日が僕の出自を差別的に連載記事にしたとき、有田は「これは面白い!」と言い放ったんだよね。そして僕が猛反撃したら、よく分からん言い訳をしていた。その一方、今回の蓮舫さんの戸籍謄本開示問題では、「人権問題の歴史的逆行」になるから開示を許してはいけないなんて言っている。」、「有田は自分が嫌いな相手(僕)の出自が公になることは面白く、自分の所属する党の代表の、ちょっとした戸籍情報が開示されることはプライバシー侵害になり、人権問題にもなるから許されないと言うんだ。典型的なダブルスタンダード!」、「こんな有田でも有権者が当選させちゃったんだから、まあ仕方がないと諦めるしかなないけど、それでもこいつの給料を税金で賄っているのかと思うと、一納税者として腹が立ってしょうがないね。」との記載があった。(以上につき、

10

15

20

25

乙3)

ウ また、原告は、同日午前11時19分、ツイッターに、他人のツイートを引用する方法によって被告のツイート(上記(4)ア)を掲げた上、「参議院議員有田芳生が僕の出自を面白がっている証拠。それが今、蓮舫さんの戸籍開示が差別に繋がるだって。有田、早く辞職しろ。自称人権派は有田を責めないのか?」とのツイートを投稿した(乙4, 5)。

エ 産経ニュースは、同日午後8時32分、「橋下徹氏が有田芳生参院議員に激怒 有田氏、蓮舫氏の二重国籍問題は「人権侵害」 橋下氏の出自暴露は「面白い」「ダブルスタンダードだ」「有田、早く辞職しろ」」との見出しで、上記イの記事と、上記ウのツイート等を紹介する記事をインターネット上に公開した(乙5)。

オ 被告は、同日午後9時44分、ツイッターに、上記エの見出し等を掲げた上、「橋下さんと産経記事は何を面白いと書いたのかをあえて隠した文脈無視の言いがかり。」とのツイートを投稿した。

さらに、被告は、同日午後9時47分、上記ツイートを自ら引用して、「「ザ・ワイド」に1回だけ出演して降板させられた腹いせではないかと思ってしまう。」とのツイート(本件ツイート)を投稿した。(以上につき、甲1, 乙6)

2 争点及び争点をめぐる当事者の主張

(1) 争点1(本件ツイートは原告の社会的評価を低下させるものと認められるか)について

(原告の主張)

ア 本件ツイートは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、①原告が過去に著名なテレビ番組である本件番組にレギュラー又は少なくとも準レギュラーとして連続的に出演することが本来予定されていたのに、1回きりで降板させられたとの事実及び②原告が本件番組を降板させられたこ

とに起因する被告への私的な怨恨の情による腹いせとして、本件番組のコメントーターとしてレギュラー出演していた被告に対し、ことさら批判的言動をとって溜飲を下げているとの事実を摘示するものである。

イ 一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、上記ア①の事実摘示は、原告に何らかの非違行為があったか、又は原告が番組制作者側からその能力や言動等につき非常に低い評価を受けたことをいうものであり、同②の事実摘示は、原告が、公平・客観的な見地からではなく、ただ個人的な怨恨の情を晴らすために被告に対して批判的な言動を展開していることをいうものである。

したがって、本件ツイートは、原告の社会的評価を低下させる。

(被告の主張)

ア 原告が本件番組に出演したのが1回きりであることは公然の事実である。そして、本件ツイートは、通常の意味からすれば、原告が本件番組にレギュラー出演していたとか、レギュラー出演を予定していたとの意味までは含まない。しかも、本件ツイートにおいて指摘されているのは、別件戸籍開示問題をめぐって原告が被告を非難する動機であって、証拠などをもってその存否を決することになじまない、ものごとの価値、善悪、優劣についての批評や論議である。

すなわち、本件ツイートは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、以下の(ア)ないし(キ)の事実を、本件ツイートの前提となる事実の重要な部分として、別件戸籍開示問題に関する原告と被告の論争において原告が被告を非難する記事をウェブ上に公開した動機につき、原告が論評を行ったに過ぎないものというべきである。

(ア) 本件番組が、平成7年頃から平成17年9月までにみられた各局の午後のワイドショー番組の視聴率争いにおいて、当該時間帯1位の視聴率を保持していた事実

(イ) 原告が、平成14年頃からタレントとしてテレビ出演を始めた事実

(ロ) 原告が、平成15年4月からテレビ番組「行列のできる法律相談所」に、同年7月からテレビ番組「たかじんのそこまで言って委員会」に、それぞれレギュラー出演するようになった事実

5 (エ) 原告が、本件番組に出演した当時、テレビ番組「スーパーモーニング」にレギュラー出演していた事実：

(オ) 原告は、平成16年10月7日に本件番組に1度だけ出演し、その後は出演していない事実

10 (カ) 原告が、平成24年頃から、被告に対し、「有田芳生参議院議員。こういう自称インテリが一番たちが悪い。税で歳費を払っているんだよね」、「そして今回の連載記事を、有田芳生参議院議員が表紙から内容まで、全てを自らのツイッターで大絶賛。「面白すぎる」「橋下はそれぐらいのことを我慢する義務がある」と。この有田。参議院議員だからね。税金でいたいどのぐらいの歳費が払われているか。もう嫌になっちゃうよ。」、「日本では有田芳生参議院議員なんて、僕の出自を差別的に記事にした週刊朝日について「面白い！」と大はしゃぎ。それで自称人権派だって。笑わせてくれるよ。最低な奴。」などと執拗に被告を非難する言動を繰り返していた事実

15 (キ) 原告が、平成29年に入ると、別件戸籍開示問題に絡めて、「参議院議員の有田芳生。こいつだけはほんと許せないね。」、「有田は自分が嫌いな相手（僕）の出自が公になることは面白く、自分の所属する党の代表の、ちょっとした戸籍情報が開示されることはプライバシー侵害になり、人権問題にもなるから許されないと言うんだ。典型的なダブルスタンダード!」、「参議院議員有田芳生が僕の出自を面白がっている証拠。それが今、蓮舫さんの戸籍開示が差別に繋がるだって。有田、早く辞職しろ。自称人権派は有田を責めないのか？」等と被告に対して口を極めて罵っていた事

実

イ また、本件ツイートのうち、原告が本件番組を「降板させられた」との記載部分は、「降板」という語の多義性からして、原告に何らかの非違行為があったなどといった趣旨を含むものではないから、原告の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について、社会から受ける客観的評価を低下させるものではない。

ウ 以上によれば、本件ツイートは、原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(2) 争点2 (本件ツイート行為について、公共性、公益目的及び真実性若しくは相当性又は基礎ないしは前提となった事実の重要な部分について真実性若しくは相当性が認められ違法性が阻却されるか) について

(被告の主張)

ア 公共性について

原告は、弁護士に加え、大阪府知事、大阪市長及び政党代表の経験があり、その経験を評価されてテレビで冠番組を持ち、その他メディアでも有償で取材を受けたり講演依頼に応じたりしている。しかも、後者については、講演の引受回数を1か月当たり原則5回までとし、それを超える依頼を多数断っているほどの状況である。

したがって、原告の言動が世論や国政に多大な影響を及ぼすことは明らかであるところ、本件番組に「1回だけ出演して降板させられた」との表現部分は、上記のとおり影響力のある原告が備えている能力に対する意見ないし論評である。

また、「腹いせではないかと思えてしまう」との表現部分は、別件戸籍開示問題をめぐる原告と被告との間の論争の文脈において、原告の発言の動機に関するものであるところ、原告の言動の影響力については上記アで主張したとおりである。その上、政治家同士の論争において、相手方の発言の動機に

疑問を提起することによって当該相手方の主張の信用性を減殺させることは往々にして見られるが、本件ツイート行為もその例に漏れない。

したがって、本件ツイートは、公共の利害にかかわる事柄に関する指摘である。

5 イ 公益目的について

上記アで主張したところによれば、本件ツイートが公益目的で投稿されたことは明らかである。

ウ 真実性又は相当性について

10 (ア) 上記(1)被告の主張欄ア(ア)ないし(キ)の事実は、本件ツイートがその論評の前提としている事実の重要な部分であるところ、これらはいずれも真実である。

15 (イ) 本件ツイートがその論評の前提としている事実の重要な部分に、上記(ア)で指摘した事実に加え、「原告が、本件番組に1度だけ出演した後、その意思に反して、再び出演できなかった」との事実も含まれるとしても、当該事実もまた真実である。

20 仮に、上記事実が真実でないとしても、①本件番組が平成7年頃から平成17年9月頃まで見られた各局の午後のワイドショー番組の視聴率争いにおいて最も高い視聴率を挙げていたこと、②本件番組において、複数の有名タレントが出演していたこと、③原告が平成14年頃からタレントとしてテレビ出演を始め、平成15年頃からは、本件番組とは別の複数のワイドショー番組に順次レギュラー出演するようになっていたこと、以上の事実からすれば、原告が、平成16年当時はいわば駆け出しのテレビタレントとして、レギュラー番組を増やしつつあったのであるから、高視聴率を挙げていた本件番組へもレギュラー出演できるようになることを期待してゲスト出演したものと考えても無理はない。したがって、被告が「原告が、本件番組に1度だけ出演した後、その意思に反して、再び出演でき

なかった」との事実を真実であると信じるに足りる相当な理由があったものというべきである。

(原告の主張)

ア 公共性について

5 原告は、既に公職を辞し、政治的に何らの影響力も有していない。また、原告は、今や、政治的影響を与えるような言動を一切取っていないし、今後
も取らないことを明言しており、市井の一民間人として自由な立場から意見を述べているにすぎない。

したがって、本件ツイートが公共の利害にかかわる事柄に関する指摘である
10 とはいえない。

また、このことは、後記イのとおり本件ツイート行為に公益目的がないことからも明らかである。

イ 公益目的について

15 被告は、別件連載記事が、後刻出版社において原告に謝罪するほどの差別的な内容を含むものであったのに、これを「面白い」などとツイッター上で絶賛し、これを見た原告から、被告が日ごろは人権の堅持を謳っている一方で、被告と政治的信条を異にする原告に関する差別的記事を面白がる姿勢を批判されるや、「面白い」と評価したのは原告の出自に関する内容ではない
20 などと見苦しい言い逃れをした。以上の経緯に照らすと、上記のように言い逃れをする被告に対する原告のさらなる批判は合理的であって、私的な怨恨の情に起因するものであると解する余地はない。

25 本件ツイート行為は、原告の上記批判に対するものであるところ、本件ツイートは、原告の主張内容の合理性や妥当性等について反論するようなものではなく、原告が被告への私的な怨恨の情に基づいて被告を非難している旨のネガティブなレッテルを貼り、そのレッテルの力を借りて原告を人格的に貶めるとともに、そのような原告の主張は、偏見と人格攻撃的な規準でもつ

て排斥されるべきであるとのメッセージを発するものと理解される。

したがって、本件ツイート行為は、不当な自己保身の目的によるものというほかなく、公益目的は認められない。

ウ 真実性又は相当性について

5 (ア) 上記(1)原告の主張欄ア①及び②の事実が真実であることは争う。

(イ) 本件ツイートがその論評の前提としている事実の重要な部分は、「原告が、本件番組に1度だけ出演した後、その意思に反して、再び出演できなかった」との事実をも含むものであるところ、当該事実は真実ではないし、被告がそれを真実であると信じるに足りる相当な理由があったともいえない。

すなわち、原告は、本件番組に出演した当時、コメンテーターとして生計を立てるつもりはなかったし、本業である弁護士業務に加え、増加するメディア活動で忙殺されていた上、大阪を拠点として生活・活動しており、本件番組にレギュラー出演するために上京するような時間的余裕はなかったから、本件番組にレギュラー出演したいなどは考えておらず、本件番組の制作者にレギュラー出演したい旨を伝えたこともない。

15 (3) 争点3 (本件ツイート行為に至る経緯に照らし、本件ツイート行為の違法性は阻却されるか) について

(被告の主張)

20 ア 本来、言論に対しては言論で応酬すべきであり、いたずらに司法過程にその解決をゆだねるべきではない。また、自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉、信用を棄損するような言動を行った場合についても、当該言動がその他人が行った言動に比べて、その方法、内容において適当と認められる限度を超えない限りは違法性を欠くというべきである。

25 イ 原告は、被告が本件ツイート行為をするまでの間、被告が人の出自を面白がるという差別意識を持っている一方、自分の所属する党の代表のプライバ

シーに対してはこれを積極的に擁護する発言をするダブルスタンダードを用いる卑劣な人間である旨を、執拗に、かつ激烈な言葉遣いで指摘し、被告の名誉を著しく貶めていた。本件ツイート行為は、このような原告の被告に対する言説を受けてされたものである。

5 また、本件ツイートは、原告の上記言説と比較して、極めて穏当な内容である。

ウ 以上によれば、本件ツイート行為は、被告の正当な利益を擁護するためにしたものであり、かつ、原告の従前の言説と対比して、その方法や内容において一般社会通念上それもまた自然の成り行きとしてやむを得ないものと考えられる限度を超えない。

したがって、本件ツイート行為の違法性は阻却される。

(原告の主張)

ア 被告の指摘する原告の被告に対する批判的言動は、現職の国会議員である被告の資質に関して疑問を投げかけることを目的とするものであるから、公共の利害に関係するものであり、かつ、公益目的でなされたことは明らかである。また、原告の上記言動は、事実の重要な部分又はそれが前提としている事実の重要な部分が真実であるか、又は原告がこれらを信じたことにつき相当な理由がある。

したがって、原告の上記言動は、被告の国会議員としての資質に関する正当な批判として適法な表現行為である。そして、適法な表現行為に対する違法な名誉棄損行為について、違法性が阻却される余地はない。

イ また、本件ツイート行為は、上記(2)原告の主張欄イのとおり不当な自己保身の目的に出たものであって、そもそも、まっとうな言論の応酬における前提を欠いている。

(4) 争点4 (原告が受けた損害及びその額) について

(原告の主張)

ア 被告は、かつて本件番組を含むテレビ番組で活躍した著名なコメンテーターであっただけでなく、本件ツイート行為の当時は参議院議員の地位にあったから、被告の発言は、一般国民に対し、極めて高い伝播性や信用力を持つ。それゆえに、被告が事実摘示をする際に他人の名誉を棄損しないように調査確認すべき注意義務の程度は高度である。

イ 本件ツイートのうち、上記(1)原告の主張欄ア①の表現部分は、例えば、会社を解雇された事実を摘示するのと同旨であり、同②の表現部分は、原告が被告に対して批判的な言説を展開しているのは、被告に対する個人的な怨恨の情を晴らすためであることをいうものと理解される。したがって、本件ツイート行為は、弁護士、メディアへの出演及び講演等言論行為を生業とする原告にとって不名誉極まりなく、原告の社会的評価を著しく低下させるものである。

ウ 原告は、本件ツイートによって社会的評価が低下したことで、甚大な精神的苦痛を受け、また、本件ツイートによって社会的信頼が失われる結果仕事の依頼が減少することが容易に想像され、本件ツイートについて、関係各所への事実関係の説明等を行わなければならないという多大な心理的・労力的負担を受ける。

エ 以上によれば、本件ツイートによって原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料は、500万円をくだらない。

(被告の認否)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1)ア 本件ツイート中「ザ・ワイド」に1回だけ出演して降板させられた」の表現部分は、原告が、本件番組に1度出演したことを契機に、その後レギュラー出演できるものと期待していたのに、番組制作者から出演を必要とされな

かったという事実を摘示するものであるとみるほかはない。当該事実は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、少なくとも、原告のテレビタレントとしての能力や人気等について否定的な印象を与えるものというべく、その社会的評価を低下させる事実であるといえることができる。

5 イ そして、本件ツイートには、別件戸籍開示問題の賛否をめぐる被告の寄稿文に対する原告の寄稿文等（前提事実(6)イ及びウ）が言いがかりである旨指摘した被告の別のツイートが引用されていることに加え（同オ）、被告が本件番組に長らくメインコメンテーターとして出演していたこと（同(2)ア）を考慮すると、本件ツイート中「腹いせではないかと思ってしまう。」との表現
10 部分は、上記アで摘示した事実を前提として、原告の上記寄稿文等は本件番組のメインコメンテーターであった被告に対する腹いせではないかと考えられるという被告の意見ないし論評を表明したものであって、上記アの摘示に照らし、原告の社会的評価を低下させるものであるといえる。

(2)ア これに対し、被告は、上記第2の2(1)被告の主張欄アのとおり主張する。
15 しかし、本件ツイートにおいて摘示されている事実の内容及び本件ツイートが当該事実を前提とした被告の意見ないし論評であることは、上記(1)で説示したとおりである。この点に関する被告の主張は本件ツイートの内容を正解しないものであって、採用することができない。

イ また、被告は、上記第2の2(1)被告の主張欄イのとおり主張する。しかし、
20 「降板された」との記載部分に原告が何らかの非違行為を犯した旨の意味合いが含まれていないからといって、原告の社会的評価が低下しないわけではない。この点に関する被告の主張は、上記記載部分に対する一般の読者の普通の注意と読み方に照らし、採用することができない。

ウ なお、原告は、上記第2の2(1)原告の主張欄のとおり、本件ツイートの全
25 部が複数の事実を摘示するものであるかのように主張するけれども、上記(1)の説示に反する部分は、採用の限りでない。

2 争点3について

(1) 前提事実及び弁論の全趣旨によれば、本件ツイートは、インターネットの情報サイト上において、別件戸籍開示問題の賛否をめぐる被告の寄稿文（前提事実(6)ア）に続き、同寄稿文を批判する内容の原告の寄稿文（同イ）が掲載されたことを受け、被告において、原告による上記批判を指摘して、そのような批判が、過去に原告が本件番組を降板されられたことの腹いせではないかと思われる旨投稿し（同オ）、もって原告による一連の批判の動機について論評するものであると認められる。

(2) 本件ツイートにおいて摘示された事実は、上記1で説示したとおりであるけれども、本件番組は、一時期高い視聴率を勝ち得た全国ネット上のワイドショー番組であったとはいえ（前提事実(2)ア）、あまたあるワイドショー番組のうちの一つに過ぎないし、それも本件ツイート行為の約10年前に既に放送を終了した番組であったというのである（同）。また、原告は、平成16年に本件番組に1回だけ出演した頃はもちろん、その後であっても、本件番組とは別の複数の番組にレギュラー出演した実績があるばかりか（同(2)イ、弁論の全趣旨）、大阪市長、大阪府知事及び政党の代表等の要職に就いて政治家としても大成し、政界を退いた今なお言論活動を盛んにしていることが認められ（同）、本件全証拠によっても、例えば本件ツイート行為を機に講演依頼が顕著に減少したなど、原告に対する社会的評価の低下が現実のものになっていることを窺わせる事実は見当たらない。

しかも、一般の読者の注意や理解を前提にした場合の本件ツイートの内容は、上記1で説示したとおりであって、意見ないし論評の域を逸脱するものではないし、人身攻撃に及ぶような内容が含まれているわけでもない。

してみると、本件ツイート中、原告が本件番組を1回だけ出演して降板させられた旨の表現部分及び当該事実を前提とする論評部分が原告の名誉を棄損する程度は、自ずと限定的なものにとどまるものといわねばならない。

(3)ア ところで、インターネット上やテレビ番組等不特定多数の者が見聞することが可能な環境において、自分と政治的意見や信条を異にする相手方を非難するに当たり、ときに相手方を蔑み、感情的又は挑発的な言辞を用いる表現手法は、これに接する不特定多数の者に対して、自己の意見等の正当性を強く印象付ける一定の効果が得られることは否定できない。しかし、反面、非難された相手方をして意見や論評の枠を超えた悪感情を抱かせるおそれがあることもまた見やすい道理である。

そうであれば、表現者が上記の表現手法をもって相手方を非難する場合には、一定の限度で、相手方から逆に名誉棄損や侮辱に当たるような表現による反論を被る危険性を自ら引き受けているものというべきである。

イ これを本件についてみるに、前提事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成24年10月に被告が公開した別件連載記事をめぐるコメント（前提事実(4)アないしウ）に対し、その頃、これをツイッター上で非難するに当たり、「こういう自称インテリが一番たちが悪い。税で歳費を払っているんだよね」、「この有田。参議院議員だからね。税金でいったいどれくらいの歳費が払われているか。もう嫌になっちゃうよ。」などと（同オ、キ）、感情的な言辞を用い、その後4年余りが経過した平成29年1月には、同じくツイッター上で、「反トランプ主義者が、トランプ氏の子供を攻撃」などと、別件連載記事及び別件戸籍開示問題のいずれにも関係しない海外の話題を取り上げるや、「日本では有田芳生参議院議員なんて、僕の出自を差別的に記事にした週刊朝日について「面白い！」と大はしゃぎ。それで自称人権派だって。笑わせてくれるよ。最低な奴。」などと（同ク）、唐突に、かつ再び感情的な言辞を用いて被告を非難してきたことが認められる。

その上、原告は、本件ツイートの直接の契機となったと認められる寄稿文（前提事実(6)イ）においては、別件連載記事をめぐるコメントと別件戸籍開示問題に関する寄稿文から窺える人権問題に対する被告の価値判断には矛

盾がある旨インターネットを通じて批判するに当たり、被告を「有田芳生」、
「有田」などと呼び捨てにしたり、被告を指して「こいつ」などとあからさ
まに卑しめたりした挙句、「こんな有田でも有権者が当選させちゃったんだ
から、まあ仕方がないと諦めるしかないけど、それでもこいつの給料を税金
5 5
で賄っているのかと思うと、一納税者として腹が立ってしょうがないね。」
との感情をあらわにし、加えて、上記寄稿文が情報サイトに掲載された直後
に自ら公開したツイッターにおいて、「有田、早く辞職しろ。自称人権派は有
田を責めないのか？」などと挑発するに至っているのである。

そうであれば、原告は、インターネット上において、被告を非難するに当
10 10
たり、被告を蔑み、感情的又は挑発的な言辞を数年間にわたって繰り返し用
いてきたものというほかはないから、一定の限度で、被告から名誉を棄損さ
れるような表現で反論される危険性を引き受けていたものといわねばなら
ない。

(4) 本件ツイート行為に至る経緯については上記(1)において、本件ツイート中事
15 15
実を摘示する表現部分及び当該事実を前提とした論評部分が原告の名誉を棄
損する程度は限定的なものにとどまることは上記(2)において、それぞれ説示し
たとおりである。そして、上記各説示を総合すれば、本件ツイートによって原
告の名誉が毀損される程度、すなわち、本件ツイート行為が有する違法性の程
度は、上記(3)イで説示した原告の引受に係る危険性の範囲内に収まっているも
20 20
のといって差し支えない。

してみると、本件ツイート行為の違法性は阻却されているものというべきで
ある。上記第2の2(3)被告の主張欄記載の被告の主張は、上記の趣旨をいうも
のとして理由がある。

(5)ア これに対し、原告は、上記第2の2(3)原告の主張欄アのとおり主張する。

25 25
しかし、本件ツイート行為の違法性が阻却されるのは、原告の被告に対す
る一連の非難が違法である旨の評価を前提とするものではなく、本件ツイー

ト行為が有する程度の危険性については、これを原告が引き受けていると評価することができるからにはほかならない。この点に関する原告の主張は、その前提を異にしており、採用することができない。

イ また、原告は、上記第2の2(3)原告の主張欄イのとおり主張する。

5 しかし、本件ツイート行為の違法性の程度については、上記(2)で説示したとおりである。この点に関する原告の主張は、採用することができない。

3 結論

以上の次第で、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。

10

大阪地方裁判所第17民事部

15

裁判長裁判官 吉 岡 茂 之

20

裁判官 古 川 大 吾

25

裁判官 丸 谷 昂 資

これは正本である。

平成30年8月8日

大阪地方裁判所第17民事部

裁判所書記官 中野隆宏

